

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成27年6月4日

バイナリーオプション取引にご注意！

〈相談内容〉

為替相場等が上がるか下がるかを予想し、当たれば一定額を受け取ることができ「バイナリーオプション取引」をインターネットで知り、取引を始めた。ホームページが日本語だったので国内業者のサイトと思っていたら、海外の事業者だった。予想が当たり2万円が口座に振り込まれる予定だが、振込みがない。

★消費生活センターからのアドバイス

1. バイナリーオプション取引とは、為替相場などが上がるか下がるかを予想するもので、予想が当たれば一定額の金銭を受け取り、予想が外れれば支払ったオプション料は全て損失になります。操作が簡単で短期間に繰り返し取引することができるため、気づかない内に損失額が大きくなりがちです。また、出金に応じてもらえないなどの事業者とのトラブルも増えています。
2. バイナリーオプション取引など店頭デリバティブ取引を業として行う場合は、海外事業者も含め金融商品取引業の登録が必要ですので、契約する前には相手事業者の登録の有無を確認し、無登録であれば契約しないようにしましょう。登録状況は金融庁のホームページで確認できます。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)
対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各市町相談窓口